

(第6号様式)

令和 年 月 日
第 号

様

札幌市長 印

【日常生活支援住居施設】不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第1条の規定により下記のとおり認定しないこととしたので、通知します。

記

1. 施設の名称 _____
2. 施設の所在地 _____
3. 不認定の理由 _____

4. 備考 _____

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。